

# 凍結捜査差押許可状

第 [redacted] 号

発行場所: [redacted] 地方裁判所

発行日: 2025 年 [redacted]

受取人: [redacted]

生年月日: [redacted]

指名手配(機密)公文制限期間: 7 日間

添付書類: 書面通り

内容: 刑事逮捕凍結管理(執行命令)

件名: 被疑者: [redacted] 住所: [redacted] 不法な資金洗浄事件に関与している [redacted] 銀行の違法口座の開設及び、所有者として検察庁捜査部門は、逮捕を認可する逮捕令状を請求。

1. 犯罪収益隠匿罪によって、捜査事件を処理するために、検察庁捜査部門は、事件に関与した容疑者  
2. [redacted] に通知することを認可し、口座の資金の流れを捜査し、財産の状況を証明、又は他の必要な陳述のために、すべての資金は金融調査機関にて精査し、違法な犯罪資金に関与しているか否かを明確にする必要がある。

2. [redacted] 地方裁判所は [redacted]、被疑者: [redacted] が金融詐欺事件の犯罪収益隠匿罪に関与の疑いがあり、事件に関与しているとされる被疑者の資産状況を証明するために、すべての資産を調査をする必要がある(土地、家、車、預金、投資、給与収入等を含む)日本国において原則として、婚姻している場合「共有財産」に基づき、婚姻中の夫婦が婚姻関係が継続している間の財産、資産等を夫婦が共同ですべての財産、資産等を共有の財産として権利を持つ事を意味しており、本庁は法に基づき、財産の状況を明確にするための調査を請求し、凍結・差し押さえ請求を許可する。婚姻中の規定により、夫婦が婚姻中に取得した財産は夫婦の共有財産であり、夫婦は共有財産を処分する権利も平等である。本庁は被疑者と共に調書を作成し、資産状況を明確にする調査をし、資産を凍結して管理・所有する。

3. 刑事訴訟法第 199 条に基づき、裁判所及び警察署は、被疑者に通知した後、正当な理由なく審理に出頭せず、協力しない者に対し、強制執行を命ずる。  
(財産の没収、逮捕状の発行、出国制限、検察庁への勾留・取調べのための拘留の申請を含む)

4. 本事件に関与した [redacted] 被疑者は、捜査・公判期間中、捜査情報の漏洩を行った場合、刑法第 134 条「秘密漏示罪」に基づき、1 年以上 3 年以下の懲役及び 100 万円以下の罰金に処する。

5. 逮捕令状を請求した場合、逮捕した後、20 日間拘留請求し、必要に応じ期間を延長する場合がある。  
[redacted] 名義の資産は即時 1 年 6 ヶ月間凍結処理とする。

被疑者: [redacted]

住所: [redacted]

請求者の官公職: [redacted]

担当刑事: [redacted]

金融犯罪捜査課長: [redacted]

担当検事: [redacted]

被害者に届いた資料です。  
これは偽物です！！  
ご注意ください！！